

第158回青森県情報公開・個人情報保護審査会会議録（住基ネット諮問分）

1 開催日時

令和6年5月31日（金） 13時23分～14時59分

2 開催場所

県庁舎南棟222会議室

3 出席者

(1) 審査会 会長 森 雄亮

会長職務代理者 熨斗 佑城

委員 加藤 徳子、金子 輝雄、渋田 美羽

(2) 事務局（下記4の(1)）

財務部市町村課

総務・行政グループマネージャー(副参事)

佐藤 敬一郎

総務・行政グループ主査

中濱 若菜

事務局（下記4の(2)及び(3)）

総務部総務文書課

課長

工藤 正明

課長代理

川守田 博

文書・情報公開グループマネージャー(副参事)

佐々木 克剛

文書・情報公開グループサブマネージャー(総括主幹) 坂田 賢彦

(3) 青森県（下記4の(1)）

総務部行政経営課

行政改革推進グループサブマネージャー(主幹)

斉藤 千尋

4 案件

(1) 住民基本台帳ネットワークシステムにおける本人確認情報を利用することができる事務の追加に係る諮問についての審査

(2) 行政文書開示決定処分に対する審査請求に係る諮問についての審査

(十和田警察署長の事務引継書)

(3) 行政文書一部開示決定処分に対する審査請求に係る諮問についての審査

(第5回共同経営・統合新病院整備調整会議の会議資料ならびに会議録)

5 概要

会長 時間前ではございますが、関係の方が皆さんお揃いですので始めたいと思います。

それでは審査会を始めます。本日は3件の諮問案件について審査をいたします。

初めに「住民基本台帳ネットワークシステムにおける本人確認情報を利用することができる事務の追加」の件について審査を行います。

配付資料について事務局から説明をお願いいたします。

事務局 市町村課の佐藤と申します。よろしくお願ひいたします。

では着座にて説明させていただきます。

配付資料として「青森県住民基本台帳法施行条例の一部改正について」ということでペーパーが付いていますが、ちょっとこれをただ読んでもお分かりいただけないかと思ひますので、参考資料の資料1として配られているA4横の方をちょっと開いていただきまして。

まず1ページでございます。本件を本審査会にかけている理由を御説明させていただきます。

住民基本台帳法の第30条の40の1項において、県における本人確認情報の保護に関する審議会を置くということが規定されておりました、この審議会を本県ではこの審査会とさせていただきます。

続いて2ページをお願いいたします。令和6年6月定例会において住基条例に独自利用事務を追加する条例改正が必要となったことから、青森県情報公開・個人情報保護審査会へ、住民基本台帳ネットワークシステムにおける本人確認情報を利用できる事務の追加について諮問する、というようなことにもなっております。

3ページをお願いいたします。今回、生活保護法の改正がございまして、県では番号利用法で規定された事務に加えて、社会保障・税等などについて個人番号を利用することができる事務と規定しておるところでございまして、これが今回、生活保護の規定に準じて行う外国人に対する「就職準備給付金」の支給に関する事務を追加してですね、従来からあった「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改めることから、今回の手続が必要になったものでございます。

続いて6ページ、子どもの貧困への対応ということで、貧困の連鎖を防止する観点から、高卒で安定就労する場合の保護からの自立を後押しするため、新生活立ち上げ時の支援を行う必要があると。いわゆる初任給をもらうまでの間のつながりが必要ということでございます。

よって、下に(2)とございます。高卒就職者の新生活立ち上げの費用の支給が必要ということで、今回、この就職に関するお金を給付することになったという事情でございます。

最後に7ページです。今回、この手続がなぜ必要かということ、そもそもそういった個人情報扱うために、住民基本台帳ネットワークシステムというものがございまして、このように全国のサーバーが集約されているんですけども、ここで定義をしないと、いわゆる個人の情報の検索などがこのシステムを使ってできないということでございますので、今回、このような手続をさせていただいているところでございます。

では、一番最初に戻っていただきまして。ここまでが改正の理由ということでございます。改正理由の後段のところを書いてあるとおり、個人番号を利用することができる事務については、本人の実在性・同一性を確認するよりどころとして、常に住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報を参照することが制度的に保障されていることが必要であるということで、法律レベルでは番号利用法及び住民基本台帳法を共に改正して、個人番号及び本人確認情報の両方が利用できるように措置しており、条例レベルにおいても同じような措置をするということでございます。

なお、進学準備給付金の支給事務については、もう平成30年度から措置済みでございます。また、今回はこれに合わせて事務フローとかシステムの変更は特にございません。こちらからの説明は以上になります。

会長 ありがとうございます。

それでは各委員から意見・質問があれば御発言をお願いいたします。

加藤委員 もう既に運用されているものに追加になったということですがけれども。

私が知らないので教えてください。利用することができるというのは誰が利用するのでしょうか？

事務局 このシステムをですか？

加藤委員 はい。

事務局 いわゆる県庁の職員とか市町村の職員です。

加藤委員 どちらもあり得るということ？

事務局 はい。その人が支給条件を満たしているかどうか、住民基本台帳で検索をかけなければならないものですから、それが使えるようになるということですよ。

加藤委員 分かりました。ありがとうございます。

会長 ありがとうございます。その他にいかがでしょうか。

他に意見質問等がないようですので、それでは審査の結果として、追加を適当と認めるかですがけれども。追加を適当と認めてよろしいでしょうか？

はい、それでは答申案についてお諮りしますが、答申案は前例どおりということですかね。諮問を受けておりますので答申をお出しすることになります。これは前例どおりの、「追加を適当と認める」という内容でお出ししてよろしいですかね？

はい、ありがとうございます。

それでは本件についてはこれで審査を終了いたします。

ここで事務局の入替えがありますので、5分間休憩といたします。お疲れ様でした。

事務局 ありがとうございます。